

はかりの定期検査を受検する前に

取引又は証明に使用する「はかり」及び「はかりと共に使用する分銅・おもり」が定期検査の対象となります。ただし、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されているものに限ります。

○本体に「検定証印」又は「基準適合証印」が付いている「はかり」が定期検査の対象です
「検定証印」又は「基準適合証印」が付いていない「はかり」は、業務上「取引・証明」に使用することができない「はかり」で、定期検査の対象になりません。



検定証印

基準適合証印

○本体に「丸正マーク」が付いている「はかり」は定期検査の対象ではありません
家庭用の「丸正マーク」が付いている「はかり」は、業務上「取引・証明」に使用することができない「はかり」で、定期検査の対象になりません。



丸正マーク

問合せ先

〒221-0062

横浜市神奈川区浦島丘4

神奈川県計量検定所 業務グループ

TEL : 045-421-3484

FAX : 045-402-6260